

■地上デジタル放送受信用チューナーの無償給付などの支援制度■

経済的な理由で地上デジタル放送をまだご覧になれない方に対して、総務省では簡易な地上デジタル放送対応チューナーの無償給付などの支援を行ないます。

【利用できる方】

以下の①～③のどれかに該当する方で、かつ、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
 - ②障害者がいる世帯で、かつ、世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
 - ③社会福祉事業施設に入所されている世帯
- ※既に地上デジタル放送がご覧になれる世帯は、支援を受けられませんのでご注意ください。

【支援内容】

- ①簡易なチューナー1台を無償で給付します。(テレビは給付しません)
- ②アンテナ工事などが必要な場合は、無償で工事を行ないます。

【申請方法】

申込書にご記入の上、総務省地デジチューナー支援実施センターに送付してください。(申込書は本庁舎総合福祉課福祉支援室及び分庁舎なのはな生活課においてあります。)

【平成22年度申請期限】 7月2日(金)

【問い合わせ先】総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

■特別医療費助成制度の申請(更新)について■

現在「特別医療受給資格証(青色)」をお持ちの方で、下記対象者の方は、有効期限が平成22年6月30日までとなっていますので、手続きにおでかけください。(※手続きをされませんと医療費の助成が受けられなくなります。)

また、現在「特別医療受給資格証」をお持ちでない方も、平成21年中の所得によっては対象となる場合がありますので、ご相談ください。

- 【対象者】 ◆身体障害者…身体障害者手帳(1～2級)所有者
◆知的障害者…療育手帳(A)所持者
◆精神障害者…精神保健福祉手帳(1級)所持者
◆ひとり親家族…平成21年中の所得税が非課税世帯の方

【更新受付期間】 6月21日(月)～7月23日(金)(新たに申請される場合は、随時受付させていただきます。)

【申請に必要なもの】

- ◆健康保険証 ◆印鑑(認印) ◆現在お持ちの特別医療受給資格証
 - ◆身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳
- ※平成22年1月1日に伯耆町に住民登録がない方については、前住所地の課税証明が必要です。

【申請窓口】 本庁舎：総合福祉課 健康増進室
分庁舎：なのはな生活課

※申請された月からの助成となりますので、手続きはお早めに！

【問い合わせ先】総合福祉課 健康増進室 ☎68-5536

■子ども手当の現況届について■

平成22年度に子ども手当を受給される方は、現況届の提出が必要です。この届出をされないと、6月以降の手当を受けられなくなることがありますので、必ず提出してください。

○必要な添付書類 ・国民年金以外に加入されている方・・・健康保険被保険者証の写し

・子どもの住所が伯耆町以外の方・・・子どもの住民票謄本、監護生計同一申立書

・受給者が子どもの父母以外の方・・・監護生計維持申立書
※監護とは、子どもの生活に通常必要な監督保護を行っている状態のことです。

提出期限 6月30日(水)

※該当の方には現況届提出の案内と、現況届の用紙を郵送します。

【問い合わせ先】総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

■父子福祉手当のご案内■

伯耆町では、母親と生計を同じくしていない児童を養育されている父子家庭の父親に父子福祉手当を支給します。支給対象となる方は、申請期間内に手続きを行なってください。

制度内容	
支給対象者	児童を養育されている父子家庭の父親
支給対象児童	義務教育修了前の児童(中学校卒業までの児童)
支給要件	平成22年4月1日現在において1年以上伯耆町に住所があり、平成21年分の所得にかかる所得税が課税されていない方 ※ただし、次に該当する場合で住民票上の同一世帯に扶養義務者がいる場合は、扶養義務者の平成21年分の所得にかかる所得税が課税されていないこと ○受給者及び対象児童が扶養義務者の健康保険の被扶養者になっている場合 ○受給者及び対象児童が扶養義務者の税法上の被扶養者になっている場合
支給制限	公的年金、生活保護の受給者は、対象となりません
支給金額	児童1人につき24,000円を年1回支給

手続きについて

ご持参いただくもの 印鑑、口座番号の分かるもの
※手続きに必要な書類は、申請窓口にて用意しております。

申請受付期間 6月1日(火)から6月30日(水)まで

申請窓口 本庁舎：総合福祉課 福祉支援室 分庁舎：なのはな生活課

【問い合わせ・申込み先】総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534